

2025年2月10日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する覚書を締結 ～「世田谷区における包括連携協定」の取り組み～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）、みずほ信託銀行株式会社（社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、本日、世田谷区と世田谷区への遺贈を希望される方に対して遺言信託業務に関する相談への対応・助言及び案内を行うことに関する覚書を締結しました。

これは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券と世田谷区が2018年3月に共に地域社会を担う一員として、世田谷区の区域において、地域の課題の解決を図るために締結した「世田谷区における包括連携に関する協定書」によるものです。

現在、世田谷区においては、遺言による個人資産の寄附である「遺贈」について、自身の資産を後世につなげ、地域で活かしてほしいという寄附者の想いを実現するため、区への遺贈の受け入れ環境整備を進めています。

みずほ銀行は、東京都及び世田谷区の指定金融機関として、公金の取扱業務を行っておりますが、今後もグループ一体となって、世田谷区と協働しながら地域課題の解決に貢献していきます。



以上